

「ひょうごボランタリー基金助成事業」

令和8年度中間支援活動助成

1 応募期間

令和8年3月24日(火)～4月17日(金) 必着

2 助成対象事業

基本事業

中間支援活動を行うNPO法人等が相談、ネットワーク、情報提供等の機能を発揮して、地域のNPO等の基本的な活動を支援する取組に対して助成します。

【内容】 1:相談 2:情報提供・ネットワーク 3:人材育成 4:書類作成指導
5:その他の取組に対する支援(1から4は必須)

創設支援事業

NPO法人等が相談、ネットワーク、情報提供等を行う中間支援活動を新たに実施し、NPO団体や地域活動などを総合的に支援する体制の構築を目指す取組に対して助成します。

【内容】 1:相談 2:情報提供・ネットワーク 3:人材育成 4:書類作成指導
5:その他の取組

以上の事業を新たに開始し、中間支援の体制の構築を目指す取組に対する支援

(最終的に1から4の業務の体制を整えることを目標とすること)

- 1 ともに複数の市区町域を対象
- 2 の申請は上限3年

3 助成金額

ともに上限50万円(の同時申請は不可 助成予定額900万円)

4 助成対象団体

中間支援活動を行うNPO法人、一般社団(財団)法人等。

(要件はおおむね次のとおりです。)

主たる事務所が兵庫県内にあること。

法人認証後、原則として3年以上経過していること。

分野を特定しない中間支援活動を日常的に実施していること。

NPO等の運営について相談・助言できる団体の職員と専用事務室を有していること。

機関紙、HPなど充実した広報ツールを編集・発行していること。

ひょうごボランタリー基金を始め、競争的な外部資金の獲得の実績が豊富なこと。

外部支援スタッフなど経験豊富な人材を有し、必要に応じその支援が受けられる体制にあること。

ネットワーク的な組織・活動の事務局運営の経験があること。

5 対象事業期間

令和8年4月1日(水)から令和9年2月28日(日)まで

6 申請から助成までの流れ（予定）

申請書の提出（3・4月）（書類修正）書類審査（選考委員から団体へ質問回答）（必要に応じ現地調査）選考委員会（6月～7月 新規団体のヒアリング審査）交付決定（6月下旬～7月）実績報告書・請求書の提出（3月上旬まで）助成金の交付

- 1 助成の可否と助成額は選考委員会の審査を経て決定
- 2 交付決定額が申請額を下回る可能性あり
- 3 必要性が認められる場合は、概算払い可（上限：助成額の50%）
- 4 兵庫県の「生きがいしごとサポートセンター事業」補助団体は、事業内容・経費を明確に区分すること

7 助成対象経費

本事業に必要不可欠と認められる経費

なお、間接経費（一般管理費：人件費・通信費・会議費・印刷費・図書購入費・消耗品費等）は助成額の30%を限度に算入を認めます。

ただし、事務所費用（事務所の家賃、光熱水費等）、備品（助成額の20%を超える部分）、飲食費等は助成対象外です。

実績報告の支出証拠書類（領収書等）で確認できた場合のみ助成可能となります。

8 申請方法

申請書は、ひょうごボランタリープラザ（以下プラザ）のホームページよりダウンロードしてください。《<http://www.hyogo-vplaza.jp/>》 **ひょうごボランタリープラザ検索**

申請書は、プラザに郵送または持参してください。

新規申請団体は、必ず助成事業説明会に参加、もしくは参加できない場合もプラザへご連絡ください。

9 事業報告会

採択団体は事業報告会等（R9年2月頃開催予定）で事業の成果を公表いただきます。

10 情報公開

助成事業の実施状況は、団体・プラザのホームページ（コラボネットひょうご）等で公開してください。

コラボネットひょうごに団体登録していない団体は、新規登録をお願いします。

また、実績報告書の一部（団体名、代表者名、事業名、収支決算書、事業実施実績一覧表、活動の成果等）を、プラザのホームページで公開します。

【問合せ・相談窓口】



ひょうごボランタリープラザ
(兵庫県社会福祉協議会)

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階

TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848

（月曜から金曜 9:00～17:00）